森林の管理は大丈夫か

Q 森林の管理に関する国の補助制度が大きく変わる。平成24年度の申請分から新たな対応が必要となるが、新制度では何がどう変わるのか。補助の条件である森林経営計画書の作成について、支障となっていることは何か。

A 従来は個々の施業に対する補助であったが、新制度では森林作業道設置や搬出間伐を一体とした森林経営計画を実施する者に対する補助に限られる。森林組合と市が共同で計画をつくっているが、面積の2分の1以上の所有者の同意が必要なことなどが支障となっている。

企業誘致の今後の展開について

Q ハイテクパーク、オフィスパークともに用地が残り少ない。そのような中、用地購入後に進出していない企業が売却をしようとしている。乱開発を防ぐ意味からも、この用地を市が買い戻し、企業誘致の用地として活用できないか。

A 当該企業に対しては、これまで何らかの形で進出していただけないか働きかけをしてきたが、売却されるという情報を得て危機感を持っている。早急に内部で検討し結論を出さなければならないと考えている。

中小企業振興基本条例は市が主体で制定を

Q 中小企業振興基本条例の制定は市が主体となって取り組むべきであり、基本的な条例を早く制定し、そこに商工団体からの意見を聞きながら具体的な施策を研究していくほうが人員的にも効率的で早く進むと考えるがどうか。

A 商工会議所が先行して、それに市が乗っていくのではなく、市で行うべきだと考えている。現在、市内部で検討会を立ち上げるべく準備を進めている。商工会議所と連携をとり平成24年度から25年度にかけて結論を出し、具体化していきたい。

行財政・一般

古賀島地区における建物等設置の制限について

Q 大阪航空局は古賀島地区住民に対し、航空法に抵触する物件が複数あると突然言ってきた。空港開設以来50年、騒音問題が解決に向け動き出した時に何故と考える。市は地元住民の不利益にならないよう動いていただきたい。

A 大変怒りを覚え、また遺憾に思う。大阪航空局に抗議し、事情説明等を求めた。今後、十分に協議を重ね、地元住民に実害が及ばないよう、積極的に対応したい。

「生活用道路」は税を減免すべき

Q 私有地であっても生活用道路として利用されている敷地は「公衆用道路」として認定し、固定資産税、都市計画税を減免すべきではないか。

A 固定資産税については現況課税が基本であり、現況が、明らかに公衆用道路として不特定多数の方々が使用されている場合については、減免の方向でやっていきたい。

公共工事の「工事成績評定調書」について

Q 公共工事終了後、施行企業に通知される「工事完成確認書」に評価の分析が記載された「工事成績評定調書」が添えられる場合があるが、どのような時に添付されるのか。また、その制度はいつから始まったのか。

A 請負額3，000万円以上の工事には工事成績評定点の内容説明書の提示をしており、平成19年12月26日から行っている。